

理学療法士 作業療法士	大学卒	2級2号給	を
	短大3卒	1級6号給	

理学療法士 作業療法士	大学卒	2級2号給	に改める。
	短大3卒	1級6号給	
臨床検査技師	大学卒	2級2号給	
	短大3卒	1級6号給	

別表第6（その5）医療職給料表（2）級別最低経験年数表中

理学療法士 作業療法士	大学卒		0	5	8	を
	短大3卒	0	1	6	9	

理学療法士 作業療法士	大学卒		0	5	8	に改める。
	短大3卒	0	1	6	9	
臨床検査技師	大学卒		0	5	8	
	短大3卒	0	1	6	9	

同表備考中「作業療法士」の次に「、臨床検査技師」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年2月24日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1こころの医療センターの項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師、衛生検査技師」に改め、同表こども総合療育センターの項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師、衛生検査技師」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年2月24日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

職員（人事委員会が定める職員を除く。）が生後1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分又は1日1回90分	を
---	-------------------	---

職員（人事委員会が定める職員を除く。）が生後3年に達しない生児を育てる場合	1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間	に、
---------------------------------------	----------------------------	----

職員の配偶者が出産した場合	出産の日から14日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	を
---------------	--	---